

ソーシャルビジネス支援資金

日本政策金融公庫 国民生活事業は、「ソーシャルビジネス支援資金(企業活力強化貸付)」のご融資を通じて、地域や社会が抱える課題の解決に取り組むみなさまのお手伝いをさせていただきます。

POINT 1

営利法人・NPO法人・社会福祉法人・医療法人など、「保育サービス事業、介護サービス事業等」や「社会的課題の解決を目的とする事業」を営むみなさまに幅広くご利用いただけます。

POINT 2

次の1.または2.のいずれかの事業を行うために必要な資金には、特別利率 B が適用されます。

1. 保育サービス事業、介護サービス事業等
2. 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に定める過疎地域内で、社会的課題の解決を目的とする事業

POINT 3

NPO法人は、利率を上乗せすることで、代表者保証が不要になります。

事業資金相談ダイヤル

(行こうよ! 公庫)

☎0120-154-505

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。

ソーシャルビジネス支援資金 概要

ご利用 いただける方	次の1または2に該当する方 1. NPO 法人 2. NPO 法人以外であって、次の(1)または(2)に該当する方 (1) 保育サービス事業、介護サービス事業等 ^(注1) を営む方 (2) 社会的課題の解決を目的とする事業 ^(注2) を営む方		
資金の お使いみち	事業を行うために必要な設備資金及び運転資金		
融資限度額 ^(注3)	7,200 万円(うち運転資金 4,800 万円)		
ご返済期間	設備資金： 20 年以内 [うち据置期間 2 年以内] 運転資金： 7 年以内 [うち据置期間 2 年以内]		
利率 (年)	NPO 法人	ア 保育サービス事業、介護サービス事業等を営む方	特別利率 B
		イ 認定 NPO 法人(特例認定 NPO 法人を含みます。)	特別利率 A
		ウ 社会的課題の解決を目的とする事業を営む方	特別利率 A ※ただし、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に定める過疎地域内で事業を行うために必要な資金は特別利率 B
		エ 上記ア～ウに該当しない方	基準利率
	NPO 法人 以外	ア 保育サービス事業、介護サービス事業等を営む方	特別利率 B
		イ 社会的課題の解決を目的とする事業を営む方	特別利率 A ※ただし、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に定める過疎地域内で事業を行うために必要な資金は特別利率 B
担保・保証人	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。 【NPO 法人の特例】 NPO 法人は、利率を上乗せすることで、代表者保証が不要になります ^(注4) 。		

(注1) 日本標準産業分類における老人福祉・介護事業、児童福祉事業、障がい者福祉事業等を指します。

(注2) 日本公庫が定める一定の要件を満たす必要があります。

(注3) 各種融資制度とは別枠になります。

(注4) 新創業融資制度を適用する方を除きます。また、NPO 法人以外の方でも、一定の要件を満たす場合は、代表者保証が不要になります。

※ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

※審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。

くわしくは、当社ホームページ <https://www.jfc.go.jp/> をご覧いただくか、支店の窓口までお問い合わせください。